

## 掛川市公告

掛川市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告します。

また、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

令和5年5月16日

掛川市長 久保田 崇

意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の提出なし